

張家山漢簡《二年律令》解題

宮 宅 潔

一九八五年の概要發表から二〇年近い歳月を経て、二〇〇一年の末にようやく『張家山漢墓竹簡(二四七號墓)』(文物出版社、以下『張家山』と略稱。)が出版された。この漢墓から出土した幾つかの竹簡群はこれまで漸次公開されつつあったものの、そのなかにあつてほとんど内容を知り得なかつた《二年律令》が、このたび圖版・釋文ともに公表され、その全貌が明らかとなった。今後《二年律令》を利用した秦漢時代史研究が陸續と現れることは間違いない。

《二年律令》は新史料であり、かつ出土文字史料、つまりは地中より出土した竹簡を配列したものである。それゆえに、その素性・性格については不確定な點があまりにも多い。譯注稿の掲載開始にあたり、それらの問題點を整理しておくべく、ここに簡単な解題を附しておくこととする。

一出土狀況

張家山漢墓群は湖北省江陵縣の西北約一・五kmに位置する。これら漢墓のうち五つの墓、すなわち二四七・二四九・二五八號墓、および三二七・三三六號墓から簡牘が出土した。前三者については一九八三年二月〜八四年一月に發掘され、八五年に概述が出た。^①後二者は一九八五年秋〜八八年初の發掘で、概述の發表は九二年である。^②二四七號墓と三三六號墓からは法律關係文書が出土したが、他墓の出土簡は日書ないしは曆譜で、文書や書籍の類は見られない。

二四七號墓は豎穴の土坑墓で、一槨一棺で頭箱を持ち、椁室の大きさは三・四八×一・四〇×一・一五mである。墓主の姓名や身分・官職を示す出土物はない。出土した曆譜に「病免」とあること、さらに法律關係の竹簡が大量に出土したことから、司法に携わった官吏、ないしは法律に精通した學者であろうと推測されている。^③

墓室や副葬品の型式は、張家山からさほど遠からぬところにある鳳凰山前漢墓と共通する點が多い。^④そのなかでも鳳凰山一〇號墓は、槨室のサイズや副葬品の種類・數において二四七號墓とほぼ同規模である。^⑤鳳凰山一〇號墓の主は五大夫の爵をもつ「張偃」なる人物で、里正を務めていたとされている。二四七號墓の被葬者の身分に迫るためには、こうした例を一つの目安とするほかない。

竹簡は二カ所に分けて置かれていた。一群は頭箱内、西側の槨室の板に接して底の方に置かれていて、槨内に流れ込んだ泥や副葬品の漆木器に壓迫され、出土したときには泥の中に散亂し、多くが損なわれていた。もう一群は頭箱内、南側の板に近い底の方にあり、陶漆器や泥が覆い被さっていた。ここで出土した竹簡は竹筒の中に收められており、遣策に「□囊一書一筒」(三四簡)とあるのがそれに當たるのである。竹筒内の竹簡は豎方向に置かれ、周圍には泥が堆積していた。表層の竹簡は多くがすでに損なわれていたが、下層の竹簡はきちんと保存されており、竹簡が卷を分けて入れられた

後、水がしみ込み、竹簡が浮き漂ってバラバラになったものと推測されている。出土時点での竹簡の配置については、『張家山』の巻末に「竹簡出土位置示意图」が附されている。

『張家山』に收められたのは二二三六簡と残片で、内譯は曆譜…一八簡、《二年律令》…五二六簡、《奏讞書》…二二八簡、《脈書》…六六簡、《算數書》…一九〇簡、《蓋廬》…五五簡、《引書》…一二二簡、遺策…四一簡、である。遺策のみが頭箱西部から、他は南側の竹簡から出土したものらしい。曆譜と遺策は長さ約三三cm、つまり漢の一尺で、他は三〇cm弱から三四cm程度の簡に書かれていた。《奏讞書》《脈書》《算數書》《引書》についてはすでに釋文が發表されていたが、今回すべての簡牘について、釋文と圖版が公表された。

二 《二年律令》の復原

竹簡から出土した竹簡にはA・Iの九群にわけて出土番號がふられた。A群は無文字簡で、以下《二年律令》はC・F群、《奏讞書》はE群、《脈書》はD群、《算數書》はH群、《蓋廬》はG群、そして《引書》はI群出土の竹簡から成る。ただし《奏讞書》にはI群の竹簡も含まれるなど、近接する群の間で若干の出入りがある。《二年律令》にもI群の簡や殘簡がいくつか紛れ込んでいる。

「竹簡出土位置示意图」によると、C・F群は互いに隣り合っており、緩やかに巻かれていた一巻の冊書が、壓力をうけて二箇所に分かれたように見えないこともない。

これら二群から出土した竹簡が、いかにして釋文のように配列されたのか、その作業の原則や詳細については一切語られていない。配列復原の手順について詳しい説明があるのは《算數書》のみである。それによると整理の方針は、

- ① 出土状況を勘案して、できるだけ竹簡の元の位置を復原する。
- ② 全體の最初の簡と最後の簡を確定する。
- ③ 同一の算數問題内において、竹簡をどう配置すれば筋が通るか検討する。そのうえで出土位置にもとづいて各問題を配置する。
- ④ すっかり元の位置から移動してしまった問題は、出土位置近くの、あるいは類似する問題のそばに挿入する。
- ⑤ 破損した竹簡は、内容が類似する問題の後ろに配置する。

という手順に従うものであった。⁶⁾《二年律令》の復原も同様の手順をふんだこと、すなわち出土位置をまず尊重し、そのうえで内容から配置を調整していったのであろうこと、間違いない。

《二年律令》の第一簡(F一四)は、F群の最も外側に竝ぶ簡の一つで、裏面に「二年律令」という書題が記されている。その簡からはじまってF群の外側、さらにはC群の外側に竝んでいる簡には、賊律の範疇に收められていた傍證のある法文、あるいは内容からして賊律に屬していたのであろうものが多い。そこで賊律とおぼしい簡が冒頭に配置され、五四簡(C一八)の「■賊律」で一區切りがつけられる。いわゆる「九章律」の順番、すなわち「盜・賊・網(囚)・捕・雜・具・興・廐・戸」はここでは無視されており、これ以降の配列においても同様である。條文の内容のみに従って配列されたのであれば、配列の基準としてまず九章律の篇次が意識されたであろうが、それに従ってはいないのは、出土位置からしてこの配列しか考えられなかったためであろう。

だが配列順と出土番號の對照表(「張家山」付録「竹簡整理號與出土號對照表」)をみれば直ちに氣が付くとおり、出土位置の離れた竹簡が前後に配列されることも多い。これが内容を勘案して配列を調節した結果であることは言を俟たない。こうした配列は、いわば推測に基づいたものであり、その「推測」に首をかしげることも間々ある。たとえば三八簡(F一三七)。

賊殺傷父母、牧殺父母、毆（毆）詈父母、父母告子不孝、其妻子爲收者、皆錮、令毋得以爵償、免除及贖。

この簡は、冒頭の「賊殺傷」二云々にひきずられて賊律とみなされ、その一條文として配列されたに違いない。だがこのF一三七は一八一簡（F一四三）「收律」をはじめ、收律に屬する竹簡の近くで出土した。内容的にも收律とみて何の問題もない。

同様の疑念は、配列のあちこちに感じられる。いくつか例を挙げよう。

雜律（一八二—一九六簡）には「越邑里・官市院垣」、「博戲」、および不當な金錢貸與や姦淫罪に關する條文が配列されている。これは『晉書』刑法志が證言するところ、すなわち雜律は「輕狡」「越城」「博戲」「借假不廉」「淫侈」「贖制」に關する條文から構成されていたという記事に依據した配列に相違ない。ただしそれらの出土位置に目を向けるなら、姦淫罪にかかわる條文はC群から出土し、その他はF群から、という具合に一樣ではない。雜律という、いかなる條文が收められていたのか分りにくい一篇は、『晉書』刑法志を頼りに復原されたといつてよい。

また均輸律として配列されている簡は標題簡も含めて三本しかないが、二二五簡（C七九）と二二七簡（C二五七）の間に、内容のほとんど分らない二二六簡（F二五）が挿入されているのも、かなり強引な推測によるものである。

條文ごとに律名が付記されていた睡虎地秦簡《秦律十八種》とは違い、『二年律令』では各條文が何律に屬するのかわからないか、出土位置や内容から比定せざるを得ない。従つて『張家山』で「賊律」「具律」に配されている條文が、本當に賊律、具律に屬する條文であったのか、必ずしも確實でないことは、これまで多くの紹介文のなかで指摘されてきた。そうした問題を今後はより具體的に指摘してゆく必要がある。

またこの問題とは別に、殘缺のため、あるいは餘りにも短文であるために内容が不明で、どの簡に接續するのかわからない——逆にいうと、どの簡にでも接續し得る——簡が、出土位置の離れた簡のうしろに付加して釋されていて、なにゆ

えそうした配列が可能なのか、想像もつかない例に出くわすこともある。こうした操作の所爲もあって、五二六本の簡すべての所屬が明かとなっているが、内容が把握できないためにどの律に屬するのかわからないという簡が皆無というのも、かなり不自然な話である。

右のごとく、出土位置と配列順の關係に目を凝らしてゆくと、様々な疑問に行き當たることになる。そもそも「竹簡整理號與出土號對照表」自體にミスが多く、一つの出土番號が複数の竹簡に付されていることもある。將來の改訂が望まれる。

三 《二年律令》の性格

《二年律令》が前漢初期の法令を集積したものであることは言を俟たない。だがこれを、前漢の某二年に編纂された律令、とのみ紹介するのでは不十分である。近年、漢代における法令の存在形態をめぐってはさまざま新見解が提示され、國家的に編纂された、固定した「法典」の存在に懷疑の目が向けられているからである。そうでなくても《二年律令》は個人の墓から出土したものであるから、極言すれば、墓主が職務遂行のために、あるいは自らの關心に従って、私的に作成した法文集である可能性すら、一概には排除できない。

實際のところ、《二年律令》が一個人の營爲によって出来上がったものとは考えられない。かなりの分量の法文を分類整理し、かつ條文相互を参照させつつ一定の體系を構築するのは一個人の手に餘る、という印象をまずは抱くからである。

また筆跡に着目すると、複數種の書體があり、さらに「盗律 鄭妃(?)書」(八一簡)として見える人名が書寫人の名を記したものであるなら、物理的にも一人の人間が書寫したものとはいえない。何らかの手本があり、それを複數人が書

寫したと見るのが穩當である。

ではその手本とはどのようなものであったのか。この點については確かなことが分ならず、いずれかの集團——墓主の家、あるいは縣や郡などの特定の官衙——内において蓄積され體系化された法令集であろう、とあいまいに答えておくほかない。

《二年律令》のなかには、江陵縣や南郡に直接は關係しない條文も含まれている。例えば二六八簡は蜀・巴・漢中郡、及び武都郡の郵亭にかんする規定であり、津關令のなかにも、魯王とその從者が長安と國元を往來する際の規定が收められている。これら條文は、江陵の一役人、ないしは一機關と何の關わりもない筈で、その所轄範圍を越えている。こうした事實を前にすると、《二年律令》——少なくとも手本とされたもの——は複数の郡にまたがる、より廣範な地域に關連する法令を集積したものではないかと考えたくなる。すなわち一個人・一機關の便宜のために編まれたものではなく、より廣範圍の官衙に共通して配備され、流布したものではないか、という可能性も浮かんでくるのである。だが江陵とは無關係の條文が含まれている理由は、①取捨選擇の際に見過ぎた、②他地域の例を参照すべく収録した、③とにかく法令全體を整理しようとした結果である、④そもそも實務に役立てようとして編集されたものではない、^④等々さまざまに想像できる。結局のところ《二年律令》が全國共通の、すなわち國家次元の編纂物であったことを、《二年律令》それ自體によって積極的に裏付けるのは難しい。

筆者はかつて、漢代の詔敕は各官府においてまずは蓄積・整理されたこと、そして居延・敦煌漢簡にみえる諸例から、少なくとも郡の次元においては共通する詔敕集が流布していたであろうことを述べた。^①《二年律令》がいかなる目的のために、いかなる次元において編集されたものであるのかは、今後の検討課題とならう。

四 成立年代

《二年律令》には成立年代の異なるさまざまな法令が收められる。戦國秦の武王二年（前309）に發せられた「爲田律」が此か形を變えつつも《二年律令》に收められていることは周知の事實であるし、睡虎地秦律、あるいは龍崗秦律と共通する内容を持った律文も散見する。たとえば、

縣道官敢擅壞更官府寺舍者、罰金四兩、以其費負之。（四一〇簡（徭律））

…（上略）…縣毋敢擅壞更公舍官府及廷、其有欲壞更殿（也）、必灑之。…（下略）…（秦律十八種 徭律121~122）

入頃芻、入頃芻三石。上郡地惡、頃入三石、粟皆二石。…（下略）…（二四〇簡（田律））

入頃芻、以其受田之數、無狼（墾）不狼（墾）、頃入芻三石、粟二石。…（下略）…（秦律十八種 田律 8~9）

諸馬牛到所、皆毋敢穿、及置它機能害人・馬牛者、雖未有殺傷也、耐爲隸臣妾。殺傷馬牛、與盜同法。殺人、棄市。傷人、完爲城旦舂。（二五一~二簡（田律））

諸馬牛到所、毋敢穿、及置它機能害人、人馬牛者、雖未有

殺傷殿（也）、賞二甲。殺傷馬、與爲盜、殺人、黥爲城

旦舂。傷人、贖耐。（龍崗秦簡一〇三~九）

などである。全く同内容、同趣旨の條文ではないが、秦律に起源を持つものとみてよからう。ただし秦簡に頻見する「臣妾」の語が、《二年律令》中には刑罰名である「隸臣妾」を例外として一切見られず、代わりに「奴婢」の語が用いられる

など、用語法が改められている部分もある。

一方、比較的新しい条文を探すなら、新成・靈州・圓陰など惠帝時に新設された縣名¹⁸が見える秩律の諸條がまず挙げられる。また後述するとおり、「呂宣王」の號が見える具律（八五簡）は呂后元年以降の制定であろうし、「魯王」について記された津關令の條文（五二〇簡など。五二〇簡には「廿二」という通し番號がふられている。）も、呂后時期に制定されたものである。¹⁹津關令に收められた、原詔敕の形式をとどめた諸條文には通し番號と思しきものが振られており、その順番に配列された釋文を眺めると、「廿一」條以降、「相國」が姿を消して、代わりに「丞相」が現れる。通し番號が時代順に振られたもので、かつこうした呼稱の變化が惠帝時の改稱を反映したものであるなら、「廿一」條以降は確實に惠帝期の詔敕ということになる。

これら諸條文の全體に與えられた題が「二年律令」ないしは「律令二十〇種」という呼稱である。その書題に記された「二年」が意味するところについては、大きく分けて二つの説がある。

『張家山』に附された整理小組の注釋をはじめ、ほとんどの論者が「二年」を呂后二年と理解する。その最も大きな論據は、具律に配列された左の條文、

呂宣王内孫・外孫・内耳孫玄孫、諸侯王子・内孫耳孫、徹侯子・内孫有罪、如上造・上造妻以上。（八五簡）

である。「呂宣王」とは呂后元年（前187）に呂后の父に與えられた尊號であるから、この法令集の成立年代はこの年以降、という理屈になる。また二四七號墓出土の曆譜は高祖五年（前202）に始まって、呂后二年（前186）に終わり、かつ惠帝元年（前194）に「六月病免」と書き込まれている。これからさほど隔たらぬ時期に墓主が他界したのだとすれば、「二年」とは呂后二年でしかあり得ない。陳耀鈞・閻頻兩氏の論文²⁰は、これらに加えて左記のような事實を指摘し、呂后二年説を補強する。

① 景帝の諱（啓）を避けない。

② 肉刑が多数見られ、従って文帝十三年の肉刑廢止以前のものである。

③ 錢の盜鑄が禁じられており、従って文帝五年に盜鑄錢令が除かれる以前のものである。

④ 連坐規定が見え、従って文帝元年の收帑法廢止以前のものである。

これら論據のうち、避諱について附言しておく、《二年律令》のなかでは景帝はおろか惠帝(盈)・呂后(雉)・文帝(恒)の諱も避けられていない。避諱していない條文が高祖期、ないしはそれ以前に制定されたもので、そのときの用字が惠帝期以降も踏襲され続けていた可能性も確かに残る。だが「滿」「常」など代わりの字が使用されている形跡もなく、そもそも避諱が嚴密に行われていたのか、それ自體が疑わしい。

一方、ひとり張建國氏は高祖二年説を唱えられる。¹⁸ その基盤にあるのは、高祖二年(前205)に蕭何が關中において「法令約束を爲った」という記事¹⁹を、蕭何による律令の編纂とみなす理解である。蕭何の法令がその後も遵守されたという記事などを念頭に置き、張氏は「二年」が呂后二年ではあり得ないことを説く。そして《二年律令》内に高祖二年以降の法令が含まれることについては、それを改訂・附加された條文として説明する。

これら二説のうち、張氏の高祖二年説は《二年律令》が國家的な編纂物で、その編纂の年にちなんでも名付けられたものであるという理解の上に立っている。氏の所説が成立するためには、①蕭何の作成した法令集が全國に流布していたこと、そして②張家山から出土したものがその寫しであること、の二點が確かめられねばならない。また③「二年」というのが法典編纂の年である、とするのも一つの假定である。一個人の墓から出土したにすぎないという點から考え始めるなら、「二年」というのは書寫した年のことかもしれないし、蓄積されていた法令を某二年の時點で整理したもの、の謂であるかもしれない。張氏は①②③の假定條件を自明のものとして論證の對象とせず、そこに危うさが感じられる。

結局、大方の論者が述べるとおり、呂后二年説が妥當であろう。各條文のうち成立年代が推測できるものを求めてゆく

と、呂后二年以降の成立であると斷言できるものが——ひとつの例外を除いて——見あたらないこともこの説を支持する。

ただし呂后二年説も、論證が難しい一つの假定の上に成り立っている。それは《二年律令》に收められた條文が、いずれも某二年の時點において存在し、かつ效力を持っていた法令である、という假定である。もしも張氏のように、某二年以降に追加された條文も含まれていたとみるならば、あるいは逆に、すでに死文化した條文が依然として含まれていたとするならば、「二年」は呂后二年に限定されない。條文の成立年代を考證して「二年」を比定する作業自體、ほとんど意味をなさないことになる。

筆者自身は《二年律令》という書題の來源について、詔敕が年次ごとに括られて官府に保存されていた事實と結びつけ、解釋しようとしたことがある。^② そうした想定に従うならば、やはり《二年律令》に收められた條文は某二年當時において通行していた法令と見なすほかならう。條文の成立年代を鑑みて、呂后二年説をとる所以である。

以上、《二年律令》の素性や性格について若干の解説を試みた。とはいえ、解題とは名ばかりで、不明な點、不確定な點を述べ連ねたに過ぎない。だが一個人の墓から出土したまったく新出の史料を、前漢法制史に關するわずかばかりの典籍史料から解説しようとする、どうしても強引な假定のうゑに假定を積み重ねることになってしまう。そうした「解説」が危ういものであることは、張氏の所説への反論において述べたとおりである。いかに多くのことが分かっていないのか、このことを改めて噛みしめ、《二年律令》譯注稿作成の出發點としておきたい。

注

- (1) 荆州地區博物館「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」《文物》一九八五年第一期、張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」(同)。
- (2) 荆州地區博物館「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」《文物》一九九二年第九期。この簡報は墓の編號を一二七、一三六と發表したが、これはそれぞれ三三七、三三六の誤りである。李學勤「江陵張家山二四

- 七號漢律竹簡について」(大庭脩編『漢簡研究の現状と展望』(關西大學出版部)はこの誤りを訂正する。
- (3) 注(1)に引いた荊州地區博物館の簡報は、『二年律令』を「呂后二年」のものとした上で、惠帝六年に墓主は病免していることから、この法令集は墓主の職務とは直接は関係しなかったと推測し、「學者」説を提示している。
- (4) 注(1)前掲「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」、七〇八頁。
- (5) 鳳凰山一〇號漢墓の規模、出土品については長江流域第二期文物考古工作人員訓練班「湖北江陵鳳凰山西漢發掘簡報」(『文物』一九七四年第六期)参照。
- (6) 彭浩『張家山漢簡《算數書》註釋』(科學出版社、二〇〇二)、二頁。其輕狡・越城・博戲・借假不廉・淫侈・贖制以爲雜律一篇。(『晉書』刑法志)
- (8) 早稻田大學簡帛研究會「張家山第二四七號漢墓竹簡譯注(一)」(『長江流域文化研究所年報』創刊號 二〇〇二)の解題、重近啓樹「張家山漢墓竹簡二四七號墓」の刊行によせて「日本秦漢史學會會報」第三號、二〇〇二)など。
- (9) 冨谷 至「晉泰始令への道―第一部 秦漢の律と令」(『東方學報』京都七二、二〇〇〇)、陶安あんど「法典編纂史再考―漢篇―再び文献史料を中心に据えて」(『東京大學東洋文化研究所紀要』一四〇 二〇〇〇)、滋賀秀三「中國法制史論集 法典と刑罰」(創文社 二〇〇三)第一章「法典編纂の歴史」。
- (10) 注(3)で示した「學者」説に従って、『二年律令』は實務のためのマニュアルではなく、法律研究の對象であったと捉えるなら、江陵縣と無關係の條文まで収集されていることは何の不思議もない。
- (11) 宮宅 潔「漢令の起源とその編纂」(『中國史學』第五卷、一九九五)、二一〇～二二二頁、および二四頁。
- (12) 『二年律令』中の戰國秦から繼承された條文については、山田勝芳「張家山第二四七號漢墓竹簡『二年律令』と秦漢史研究」(『日本秦漢史學會會報』第三號、二〇〇二)がいくつかの可能性を指摘する。
- (13) 『漢書』地理志によると新成縣(河南郡)・靈州縣(北地郡)は惠帝四年(前191)、圖陰縣(西河郡)は五年(前190)に新設された。高后元年、魯元太后薨。後六年、宣平侯(張)敖復薨。呂太后立教子偃爲魯王。(『漢書』張耳傳)
- (14) 魯國。故秦薛郡、高后元年爲魯國、屬豫州。(『漢書』地理志)初置魯國。(『史記』漢興以來諸侯王年表 惠帝七年條)
- (15) 高帝即位、置一丞相、十一年更名相國、綬。孝惠・高后置左右丞相、…(『漢書』百官公卿表上 同下の表では惠帝六年に相國に代えて左右丞相が置かれている)
- (16) 陳耀鈞・閻頻「江陵張家山漢墓的年代及相關問題」(『考古』一九八五年第二期)
- (17) 張建國「試析漢初『約法三章』的法律效力―兼談『二年律令』與蕭何的關係」(原載『法學研究』一九九六年第一期、のち同『帝制時代的中國法』(法律出版社、一九九九)に收録。)
- (18) 漢二年、漢王與諸侯擊楚、何守關中、侍太子、治櫟陽。爲法令約束、立宗廟社稷宮室縣邑、輒奏上、可、許以從事。即不及奏上、輒以便宜施行、上來以聞。(『史記』蕭相國世家)
- (19) 秩律には「南陵」という縣名が見え(四五七簡)、これは文帝七年(前173)に新設されたものである。整理小組はこれを「春陵」の誤寫とする。「二年」を呂后二年とみる立場からの解釋であろうが、字形は明らかに「南陵」である。
- (20) 始皇帝が制定したとされる「挾書律」が、惠帝四年になってから思い出したように廢止された事實などが物語るように、秦末から漢初において法令の無効化が秩序正しく行われていたわけではない。
- (21) 注(11)前掲論文、一二二頁。